



2026年3月27日

各位

会社名 株式会社オプティマスグループ
代表者名 代表取締役社長 山中 信哉
(コード：9268 東証スタンダード市場)
問合せ先 戦略企画ユニット長 齋藤 英之
(TEL：03-6370-9268)

永久劣後特約付ローンによる資金調達についてのお知らせ

当社は、本日、永久劣後特約付ローン（以下、本劣後ローン）による総額105億円の資金調達についての契約締結を決定しましたので、お知らせいたします。

1. 本資金調達の目的

当社は、既存事業の収益力の強靱化を図りつつ、更なる非連続成長の追求を戦略骨子として経営基盤の強化を図っております。その推進に当たり、将来的に獲得し得る投資機会への備えとして、自己資本の充実化による財務基盤の強化に向けて取り組んでおります。

本劣後ローンは、元本の弁済期日の定めがなく利息の任意繰延が可能なことなどから、国際会計基準（IFRS）における「資本性金融商品」に分類され、本劣後ローンによる調達額は、当社連結財務諸表上、「資本」に計上されることとなります。

当社は、当連結会計年度末（2026年3月末）よりIFRSを適用することとしており、これを一つの契機に将来の投資機会に向けた財務基盤の強化策の一手として実行致します。

本劣後ローンにより調達した資金は、既存有利子負債の弁済に充当いたします。

2. 本劣後ローンの概要

(1)調達金額	105億円
(2)契約締結日	2026年3月27日
(3)実行日	2026年3月31日
(4)資金使途	事業資金（既存有利子負債の弁済を含む）
(5)弁済期日	期限の定めなし 但し、2027年3月31日以降の各利払日に元本の一部または全部について任意弁済可能
(6)適用利率	日本円Tiborを基準金利とした変動金利
(7)利息支払に関する条項	利息の任意繰延が可能

(8)劣後特約	本劣後ローンの債権者は、清算手続が開始された場合、破産法の規定に基づく破産手続の開始が決定された場合、若しくは、日本法によらない清算手続、破産手続またはこれらに準ずる手続が外国において開始された場合を劣後事由として、上位債務に劣後した劣後請求権を有する。
(9)貸付人	株式会社みずほ銀行、株式会社あおぞら銀行

3. 今後の見通し

本劣後ローンの資金調達による当社の2026年3月期の連結業績への影響は軽微です。

以 上